

## 別 添

### 1 調査の実施概要

#### (1) 表示状況調査の実施概要

山形県内の51の小売業者及び23の卸売業者（計74店舗）の店頭において、それぞれ470点及び210点（計680点）の商品を対象に、米穀の表示状況について調査を実施しました。

(表1) 表示状況調査の実施状況

	小 売 業 者			卸売業者	計
	量販店	小売店	小 計		
調 査 店 舗 数	33	18	51	23	74
うちブレンド米	15	0	15	4	19
調 査 商 品 数	376	94	470	210	680
うちブレンド米	27	0	27	5	32

注1 小売り業者：一般消費者に米穀を販売する者のうち、卸売業者を除く者

注2 量 販 店：米穀の品質表示に責任を有しない小売業者

注3 小 売 店：米穀の品質表示に責任を有する小売業者

注4 卸 売 業 者：米穀の品質表示に責任を有する小売業者以外の販売業者

注5 ブレンド米：複数の原料玄米を用いた袋詰精米であって、表示した産地、品種及び産年につき検査証明を受けた「原料玄米」を用いたもの

#### (2) 表示根拠調査の実施概要

米穀の小売業者及び卸売業者のうちJAS法に基づき表示に対する責任を有するもの（以下「販売業者」という。）に対し、表示根拠調査（伝票又は帳簿等による照合により表示と内容の一致状況の確認を行う。以下同じ。）を実施しました。

表示根拠調査は、山形農政事務所が、山形県内における品種別の流通状況等を勘案して選定した品種及び各都道府県において調査が必要と判断した品種とし、主に平成19年産を対象としています。

#### (3) DNA分析を活用した品種判別調査の実施概要

小売業者の店頭において販売されている平成19年産の銘柄米のうち、山形農政事務所の職員が買い上げた商品について、DNA分析を活用した品種判別調査を実施しました。

### 2 調査の結果概要

#### (1) 表示状況調査結果

- ① 小売業者については、量販店33店舗376商品のうち、13店舗（39.4%）37商品（9.8%）に、また、小売店においては18店舗94商品のうち2店舗（11.1%）9商品（9.6%）に、不適正な表示を確認しました。
- ② 卸売業者については、23店舗の210点の商品のうち、10店舗（43.5%）の54点の商品（25.7%）に、不適正な表示を確認しました。
- ③ 全体としては、74店舗の680点の商品のうち、25店舗（33.8%）の100点の商品（14.7%）に、不適正な表示を確認しました。

- ④ 確認された不適正表示には、JAS法に規定する「玄米及び精米品質表示基準」上表示すべき事項（名称、原料玄米（産地、品種、産年及び使用割合）、内容量、精米年月日及び販売業者（名称等、住所及び電話番号））の欠落がその太宗を占めており、次いで、表示の方法など販売業者が遵守すべき事項の不遵守、表示禁止事項の表示（未検査米を原料玄米として使用した商品に「産地・品種・産年」を表示など）がありました。

※ 未検査米とは、原料玄米に産地、品種及び年産の全部について証明（国内産にあつては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。）を受けていない原料玄米をいう。

## (2) 表示根拠調査結果

表示根拠については、商品の表示と内容に問題はありませんでした。

## (3) DNA分析を活用した品種判別調査結果

- ① DNA分析の結果、2点に表示と異なる品種混入の疑義が生じました。  
 ② 調査により確認された主な異品種混入原因には、精米工程における機器等の清掃の不徹底によるものでありました。

## 3 19年度特別調査における不適正表示への対応状況

### (1) 表示の欠落のケース

表示の欠落が判明し、直ちに改善する意思を示している販売業者に対しては、担当官がその場で直ちに口頭にての指導を行うとともに、山形農政事務所長による文書指導を行い、指導に基づく改善状況の確認を行いました。

### (2) 表示方法が不適切等のケース

表示の欠落以外の不適正表示が判明した販売業者に対しては、遡及調査等の実施により、疑義の確定及び発生原因の究明を行いました。

その結果、販売業者に発生原因があると認められた業者に対して指導等を行いました。

（表2）不適正表示の措置状況

措 置	合 計	広 域	県 域
指 示	0 社	0 社	0 社
指 導	12 社	0 社	12 社
調 査 中	0 社	0 社	0 社
合 計	12 社	0 社	12 社